



## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア更北店

長野市青木島大塚字北島946ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
(有)スーパーまるやま	丸山 広美	長野市青木島町大塚1021-1
(有)大山商店	大山 登	長野市諏訪町506

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28
(有)スーパーまるやま	丸山 広美	長野市青木島町大塚1021-1
(有)丸四フラワーサービス	堀口 充洋	長野市川合新田2889-7

## 4 変更した年月日

平成23年10月31日

## 5 届出年月日

令和2年9月23日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和2年12月24日から令和3年4月26日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

篠ノ井イーストショッピングパークセンター

長野市篠ノ井会字上東原758-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
(株)アベイル	島村 治伸	埼玉県さいたま市宮原町2-19-4
(株)健康家族	矢部 一	岡谷市赤羽1-4-18

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28
(株)しまむら	鈴木 誠	埼玉県さいたま市宮原町2-19-4
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393-3
(株)ヌボー生花店	山崎 年起	長野市北尾張部715-7

- 4 変更した年月日  
平成16年3月1日
- 5 届出年月日  
令和2年9月23日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和2年12月24日から令和3年4月26日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
デリシア若槻店  
長野市徳間1-10-5 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社デリシア  
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

- 4 変更した年月日  
平成30年4月1日
- 5 届出年月日  
令和2年9月23日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和2年12月24日から令和3年4月26日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユーパレット長野北店  
長野市大字若槻東条526-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
花岡 六四郎  
花岡 春子  
花岡 尚登  
長野市大字若槻東条553  
大成産業株式会社  
長野市大字栗田857-1  
株式会社デリシア  
松本市大字今井7155-28

### 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
花岡 六四郎	花岡 六四郎	長野市大字若槻東条553
花岡 春子	花岡 春子	長野市大字若槻東条553
花岡 尚登	花岡 尚登	長野市大字若槻東条553
大成産業(株)	竹内 伊吉	長野市大字栗田857-1
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
花岡 六四郎	花岡 六四郎	長野市大字若槻東条553
花岡 春子	花岡 春子	長野市大字若槻東条553
花岡 尚登	花岡 尚登	長野市大字若槻東条553
大成産業(株)	竹内 伊吉	長野市大字栗田857-1
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
(株)イエローハット	鍵山 幸一郎	東京都目黒区青葉台2-19-10

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28
(株)イエローハット	堀江 康生	東京都千代田区岩本町1-7-4

4 変更した年月日

平成20年10月1日

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年12月24日から令和3年4月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室
----------------------------

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア飯店

飯山市大字静岡字米黒419-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア  
松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
(有)ヌボー生花店	山崎 昭宏	長野市大字北尾張部715-7
(有)セキ・スタジオ	関 修	飯山市仲町2344-1
(有)よねくら	米倉 紀昭	飯山市大字飯山2886-4

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28
(有)ヌボー生花店	山崎 年起	長野市大字北尾張部715-7
(有)セキ・スタジオ	関 修	飯山市仲町2344-1
(有)よねくら	米倉 紀昭	飯山市大字飯山2886-4

4 変更した年月日

平成25年11月1日

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年12月24日から令和3年4月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア中野店  
中野市大字吉田柿ノ木726ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア  
松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成30年4月1日

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年12月24日から令和3年4月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により令和2年12月27日に開催を予定していた岡谷都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

令和2年12月24日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年12月24日

長野県佐久建設事務所長 中田 英郎

## 1 許可番号

令和2年4月13日 長野県佐久建設事務所指令元佐建第64-13号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字発地字新道1486-1、1486-2、1486-3、1486-4、1486-5、1490-2

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市中区尾上町3-35

リストプロパティーズ株式会社

代表取締役 北見 尚之

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年12月24日

長野県大町建設事務所長 木下 昌明

## 1 許可番号

令和2年6月23日 長野県大町建設事務所指令2大建第31-1号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北安曇郡松川村7064-66の内、7064-66先、7064-67の内、7064-170、7064-171の内、字東川原7064-98の内、7064-98先、7064-105の内、7064-184の内、7082-8、7082-9、7082-9先、7082-10、7082-10先、7082-11、7082-12、7082-12先、7082-13、7082-13先

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北安曇郡松川村76-5

松川村土地開発公社 理事長 平林 明人

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年12月24日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

## 1(1) 許可番号

令和2年7月3日 長野県北信建設事務所指令2北建第35-1号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字中野字沢田1869の内、1869-1の内、1871-1の内、1872-1、1879-1、1882、1886-5、1886-8（第2工区）

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中野市大字中野267

有限会社アクセス 代表取締役 阿部 善春

## 2(1) 許可番号

令和2年12月8日 長野県北信建設事務所指令2北建第35-4号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字安源寺字才助1266-3、1274-3、1275-3、1276-3、1277-3、1278-3、1279-3の内、1280-1の内、1281-1の内、1283の内、1284-1の内、1285-1の内、1286-1の内、1287-1の内、1288-1の内、1289の内、1290、1294の内、1295の内、1296の内、1297の内、1298の内、1299の内、1300の内、1301の内、1302の内、1303の内、1304の内、1305の内、1306の内、1306-2の内、1307、1307-2、1329-2、字穀池1317の内、1318の内、1320の内、1321、1322、1323-イ、1323-ロ、1324、1325、1326、1327、1328、1329、1330、1331-1、1331-2、1332-1、1332-2、1333、1334、1335、1336、1337、1338、1339、1339-2、1339-3の内、1340、1341、1342、1343

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字赤沼767-1

株式会社北山商事 代表取締役 北山 聡明

都市・まちづくり課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県佐久建設事務所長 中田 英郎

1 指定番号 佐久第387号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 令和2年11月10日

4 指定道路の位置 北佐久郡軽井沢町大字長倉字三間通2927-



- 5 指定道路の延長 19.85メートル
- 6 指定道路の幅員 4.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

- 1(1) 指定番号 上田第734号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和2年10月13日
- (4) 指定道路の位置 東御市田中宇長町2-1、2-6
- (5) 指定道路の延長 51.80メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.00~6.00メートル
- 2(1) 指定番号 上田第735号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和2年11月16日
- (4) 指定道路の位置 東御市加沢字久保田956-36
- (5) 指定道路の延長 30.10メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.29メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県諏訪建設事務所長 清水 孝二

- 1(1) 指定番号 諏訪第1041号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和2年9月29日
- (4) 指定道路の位置 茅野市ちの字片羽700-7
- (5) 指定道路の延長 21.78メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.02~5.02メートル
- 2(1) 指定番号 諏訪第1042号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和2年11月17日
- (4) 指定道路の位置 茅野市本町西5915-24
- (5) 指定道路の延長 72.37メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県伊那建設事務所長 米倉 剛

- 1 指定番号 伊那第603号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和2年12月2日
- 4 指定道路の位置 伊那市荒井4640-6
- 5 指定道路の延長 52.14メートル
- 6 指定道路の幅員 6.02メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県松本建設事務所長 坂田 浩一

- 1(1) 指定番号 松本第365号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和2年11月20日
- (4) 指定道路の位置 安曇野市三郷明盛1755-1
- (5) 指定道路の延長 45.40メートル
- (6) 指定道路の幅員 5.90メートル
- 2(1) 指定番号 松本第366号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和2年11月25日
- (4) 指定道路の位置 安曇野市穂高柏原1340-1
- (5) 指定道路の延長 29.88メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.80メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和2年12月24日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1(1) 指定番号 長野第867号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和2年10月26日
- (4) 指定道路の位置 千曲市大字上山田字三本木672-4、672-

9

- (5) 指定道路の延長 28.80メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.00メートル
- 2(1) 指定番号 長野第868号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 令和2年12月7日
- (4) 指定道路の位置 千曲市大字鋤物師屋字花岡470-2、宇土井田471-1、472-9、472-11
- (5) 指定道路の延長 65.42メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.85メートル

建築住宅課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和2年12月24日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。）

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
令和3年2月14日(日)	午前10時から午後6時まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	40名

## 3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄す

る警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料6,900円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和2年12月24日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
令和3年2月4日(木)	午後1時から午後4時まで	上田会場	上田市材木町一丁目2番3号 上田市中央公民館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	30名
2月25日(木)	午後1時から午後4時まで	大町会場	大町市大町1601番地2 大町市文化会館フレンドプラザ大町 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	40名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

東京都港区六本木6丁目10番1号

5 落札金額

53,350,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和2年10月15日

会計課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和2年12月24日

長野県警察本部長 安田 浩己

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

航空機5,400時間及び9年点検並びに耐空証明検査受検点検整備一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

令和2年11月26日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 官庁営業部

(2) 所在地

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和2年2月5日から令和2年11月5日までの間に358機関について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和2年12月24日

長野県監査委員 田口敏子  
同 西沢利雄  
同 青木孝子  
同 丸山栄一

## 令和2年度定期監査の結果に関する報告

## 第1 監査の概要

## 1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに長野県監査基準に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則<sup>のっと</sup>って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

## 2 対象年度

令和元年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

## 3 対象機関及び実施期間

全機関（358機関：一般会計・特別会計348機関、企業特別会計10機関）について、令和2年2月5日から令和2年11月5日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表のとおりです。

## 4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計及び企業特別会計の実施機関358機関のうち、110機関については実地監査を、248機関については書面監査を、それぞれ実施しました。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止に全庁を挙げて取り組む中、コロナ禍にあっても実効性のある監査を確保するため、テレビ会議による実地監査（2機関）や、実地監査の書面監査への変更（43機関）などの対応を行いました。

		実 施 機 関 数								
		本 庁			現 地			合 計		
		実地	書面	計	実地	書面	計	実地	書面	計
一般会計・特別会計	当初予定	84	1	85	65	198	263	149	199	348
	変更後	80	5	85	28	235	263	108	240	348
企業特別会計	当初予定	2		2	2	6	8	4	6	10
	変更後	2		2		8	8	2	8	10
合 計	当初予定	86	1	87	67	204	271	153	205	358
	変更後	82	5	87	28	243	271	110	248	358

※1 生活排水課は、一般会計・特別会計と企業特別会計の両方に計上。

※2 感染症対策課（令和2年8月1日設置）は含まない。

(2) 工事等監査については、上記(1)の実施機関358機関のうち、工事実施機関である地域振興局、環境部、建設部及び企業局の本庁及び現地機関のうち37機関を対象に、建設工事及び建設工事に係る業務委託について、件数で1,226件、契約金額で678億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：8.1%、抽出金額率：24.1%）。実施機関の一覧は、別表（\*印箇所）のとおりです。

区 分	全体箇所		うち抽出箇所	
	件 数	金額（億円）	件 数	金額（億円）
工 事	9,995	2,307.8	781	571.5
委 託	5,211	508.3	445	106.8
合 計	15,206	2,816.1	1,226	678.3
抽出率(%)	—	—	8.1	24.1

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調査等に基づき、その内容を確認

するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

5 重点監査（テーマ別監査）

テーマを「備品に準ずる物品の管理状況について」及び「観測施設の維持管理について」の二つとし実施しました。

第2 監査結果

1 監査結果

(1) 総括

一般会計・特別会計において、指摘事項が4件、指導事項が20件あり、検討事項はありませんでした。

企業特別会計においては、指摘事項等はありませんでした。

指摘事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

また、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

(件数)

区 分	一般会計・特別会計				企業特別会計				総計
	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	
収 入 事 務	1	7		8					8
契 約 事 務		4		4					4
支 出 事 務	1	7		8					8
補 助 金 事 務		2		2					2
財 産 管 理 事 務									
そ の 他	2			2					2
合 計	4	20		24					24
令 和 元 年 度	1	20	2	23					23

【監査結果の区分】

指摘事項：明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

指導事項：指摘には至らないが改善を要するもの

検討事項：制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

なお、各機関においては、令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス感染症への対応などによる業務量が増加しています。職員の健康に留意し、適正な業務遂行に努めてください。

(2) 重点監査（テーマ別監査）

テーマ1 「備品に準ずる物品の管理状況について」

ア 監査目的

「平成22年度定期監査の結果に関する報告」を受け、財産管理者は、平成22年12月24日付け22管第198号管財課長通知（以下「通知」という。）により、備品に準ずる物品について定期的に管理簿と現品の突き合わせを行うなど、適正な管理を行うこととされています。

現在、各機関においては、効率的に事務事業を遂行するため、多種多様な備品に準ずる物品を所有していますが、管理簿等の未整備や現物照合の未実施など、管理についての課題も散見されています。

このような状況を受け、現在の備品に準ずる物品の種類や数量の実態を把握するとともに、当該物品が適正かつ良好に管理されているか検証することを目的に監査を実施しました。

イ 対象機関

備品に準ずる物品を管理している機関

ウ 実施方法

対象機関から重点監査調書の提出を求め、実地監査及び書面監査を実施しました。

エ 監査の視点（主な着眼点）

(7) 管理簿及び使用簿等により適正に管理されているか

(4) 点検記録様式（照合表）により現物照合が適正に行われているか

(9) 不用となった物品を適正に処分しているか

## オ 調査結果

## (7) 対象機関数

重点監査実施機関405機関のうち、備品に準ずる物品を所有している機関は384機関、所有していない機関は21機関でした。(地域振興局の各課については、1課を1機関として集計しています。)

所有している機関の内訳は、本庁が78機関、現地機関が306機関であり、詳細は表1のとおりです。

表1 対象機関数

部局名	本庁	現地	部局名	本庁	現地
地域振興局		63 (5)	林務部	3	2
危機管理部	1 (1)	2	建設部	9	16
企画振興部	7 (2)	1	会計局	2	0 (4)
総務部	9 (1)	11	教育委員会	7 (2)	104 (1)
県民文化部	8	12	警察本部	1	32
健康福祉部	10	20	行政委員会	3	
環境部	5	4	議会事務局	1	
産業労働部	6	21	企業局	1	5
観光部	1 (1)	0 (2)	計	78 (8)	306 (13)
農政部	4 (1)	13 (1)	合計	384 (21)	

※ ( ) は、備品に準ずる物品を所有していない機関で外書き

## (4) 備品に準ずる物品の所有状況

通知では、備品に準ずる物品として管理する対象を「物品整理区分表※の(3)計測器類及び(5)機械器具類に属する物品のうち、10万円未満であっても1年以上使用可能でかつ複数の職員が使用するなどにより所在が不明になりやすい物品」としており、具体的に14品目の物品例(以下「例示物品」という。)を示しています。

※ 昭和39年10月19日付39管第57号「物品の整理区分について(通知)」別紙1

## a 例示物品

例示物品の所有状況は、表2のとおりです。382機関で7,559個を所有していました。

最も多かったのはカメラ(デジタルカメラ)であり、362機関で2,530個を所有していました。

表2 例示物品の所有状況

中分類	対象物品(例)	機関数	数量	
			(個)	割合(%)
(3) 計測器類	照度計	41	55	0.7
	騒音計	8	15	0.2
	各種テスター	90	693	9.2
(5) 機械器具類	カメラ(デジタルカメラ)	362	2,530	33.5
	ビデオカメラ	124	299	4.0
	パソコン(備品及びリース物品以外)	173	1,549	20.5
	ボイスレコーダー	247	625	8.3
	プロジェクター	171	322	4.3
	C Dラジオカセットレコーダー	95	518	6.9
	トランシーバー	45	253	3.3
	ポータブルマイク及びスピーカー	94	242	3.2
	双眼鏡	58	132	1.7
	ポータブルカーナビ	98	258	3.4
	ハンディGPS	30	68	0.9
合計			7,559	100.0



b 例示物品以外の物品

(a) 計測器類及び機械器具類に属するもの

例示物品以外の物品のうち、物品整理区分表の(3)計測器類及び(5)機械器具類に属する物品の所有状況は、表3のとおりです。

機械器具類を所有している機関は、263機関あり、その主な内訳は、プリンターが92機関、DVD・ブルーレイレコーダー・プレーヤーが73機関、記憶装置が68機関となりました。

表3 例示物品以外の物品のうち、計測器類及び機械器具類の物品所有状況

中分類	小分類(主な品目)		機関数	数量		
				(個)	割合(%)	
(3) 計測器類	測定器具類(化学計測器、アルコール感知器)など		73	514	12.0	
(5) 機械器具類	情報処理機器類	プリンター	92	317	7.4	
		記憶装置(USBメモリー、HDD、メモリーカード)	68	509	11.9	
		その他	40	175	4.1	
	通信用機器類	DVD・ブルーレイレコーダー・プレーヤー	73	217	5.1	
		液晶テレビ・液晶ディスプレイ	59	321	7.5	
		その他	70	280	6.5	
	医療衛生機器類	自動体外式除細動器(AED)	50	55	1.3	
		その他	16	424	9.9	
		光学機器類(顕微鏡など)		60	216	5.1
		農業用機器類(刈払機、草刈機など)		28	114	2.7
		工具類(ドライバー、ドリルなど)		27	110	2.6
		その他の機械類(高圧洗浄機、印刷機など)		114	670	15.7
		上記以外のもの		76	355	8.3
合計				4,277	100.0	

(b) 財産管理者が必要と認めたもの

通知では、計測器類及び機械器具類以外の分類に属する物品についても「財産管理者が必要と認めた場合は(備品に準ずる物品の)対象とする」としています。これらの物品の所有状況は、表4のとおりです。

ラベルライター、レーザーポインターといった文具機器類(81機関)やテーブル、いす、ロッカーといった調度品類(71機関)を対象としている機関が多く見受けられました。

表4 財産管理者が必要と認めた備品に準ずる物品の所有状況

中分類	小分類(主な品目)		機関数	数量	
				(個)	割合(%)
(1) 調度品類	テーブル類、いす類、たな類(ロッカー)、冷暖房機具類(扇風機、ストーブ)など		71	765	51.2
(2) 文具機器類	事務用文具類(ラベルライター、レーザーポインター)など		81	347	23.2
(4) 車船類	車類(原動機付自転車、自転車、台車)など		15	46	3.1
(13) 雑器具類	雑品類(はしご、狩猟用捕獲器具、看板など)		16	71	4.7
その他	楽器、運動用品など		48	266	17.8
合計				1,495	100.0

## (ウ) 管理簿及び使用簿等による管理状況(監査の視点(7))

通知では、備品に準ずる物品の管理方法について、「備品に準ずる物品管理簿及び備品に準ずる物品使用簿により管理する」としており、併せて「物品に管理簿の番号及び所属名を記載したラベルを貼付すること」としています。

また、様式中に、物品の使用者を指定していない場合の「共用」と、指定している場合の「個人」の別を記載することとしています。

## a 管理簿

管理簿による管理状況は、表5のとおりです。

管理簿は、339機関(88.3%)で適正に作成されていましたが、認識不足により11機関(2.9%)で作成されていませんでした。管理簿を作成しているものの一部不備があった機関は34機関(8.9%)あり、その主な内容は次のとおりでした。

- ・ 毎年作成するところ未作成の年度があった
- ・ 管理簿に記載のない品目があった
- ・ 使用簿等と併用していた

表5 管理簿による管理状況

上段：機関数 下段：割合(%)

不備なし	不備あり		合 計
	一部不備あり	管理簿なし	
339 (88.3)	34 (8.9)	11 (2.9)	384 (100.0)

## b 使用簿

使用簿による管理状況は、表6のとおりです。

通知では、使用簿について、「共用の物品について作成し、使用状況を把握すること」としていますが、共用の物品を管理する332機関のうち、認識不足により59機関(17.8%)で作成されていませんでした。

使用簿を作成しているものの一部不備があった機関は47機関(14.2%)あり、その主な内容は次のとおりでした。

- ・ 毎年作成するところ未作成の年度があった
- ・ 周知不足により使用簿への記載が徹底されていなかった
- ・ 敷地内での使用のため未記入があった

表6 使用簿による管理状況

上段：機関数 下段：割合(%)

区 分	不備なし	不備あり		作成不要	合 計
		一部不備あり	使用簿なし		
共 用	226 (68.1)	47 (14.2)	59 (17.8)		332 (100.0)
個 人				52 (100.0)	52 (100.0)

## c ラベル貼付

ラベル貼付による管理状況は、表7のとおりです。

355機関(92.4%)で適正に行われていましたが、認識不足により14機関(3.6%)で行われていませんでした。

ラベルを貼付しているものの一部不備があった機関は15機関(3.9%)ありました。その主な内容は次のとおりです。

- ・ 一部にラベルが貼付されていない物品があった(剥がれていた)
- ・ 一部に番号が付されていない物品があった

表7 ラベル貼付による管理状況

上段：機関数 下段：割合(%)

不備なし	一部不備あり	ラベル貼付なし	合 計
355 (92.4)	15 (3.9)	14 (3.6)	384 (100.0)



(イ) 点検記録様式(照合表)による現物照合状況(監査の視点(i))

a 実施状況

通知では、備品に準ずる物品について、「少なくとも年1回以上現物との照合を行うこと」としており、照合にあたって使用する点検記録様式を示しています。

点検記録様式による現物照合の実施状況は、表8のとおりです。

360機関(93.8%)において年1回以上の照合が行われていましたが、24機関(6.3%)では未実施となっていました。

表8 現物照合の実施状況

上段：機関数 下段：割合(%)

照合頻度		未実施	合計
年1回	年2回以上		
349 (90.9)	11 (2.9)	24 (6.3)	384 (100.0)

b 実施時期

通知では、現物照合の実施時期について、「備品の照合(4月～5月)と合わせて実施することが望ましい」としています。

現物照合の実施時期の状況は、表9のとおりです。

336機関(87.5%)において備品の照合時期に合わせて実施されていましたが、24機関(6.3%)では未実施となっていました。

表9 現物照合の実施時期

上段：機関数 下段：割合(%)

備品の現物照合時 (4月～5月)	年度末	その他	未実施	合計
336 (87.5)	5 (1.3)	19 (4.9)	24 (6.3)	384 (100.0)

(ウ) 不用となった物品の直近3ヵ年の処分状況(監査の視点(ウ))

通知では、備品に準ずる物品について、現物照合の結果により「他の財産管理者への所管換、使用する見込みのない物品の処分等を検討すること」としています。

対象機関においては、121機関(31.5%)で物品の所管換や処分を行っていました。

所管換を行った物品は双眼鏡で、処分を行った物品の主なもの、デジタルカメラやボイスレコーダーなどの機械器具類でした。

カ 監査結果

(7) 管理簿及び使用簿等による管理

備品に準ずる物品に係る管理簿及び使用簿について、「作成されていない」、「未作成の年度がある」、「記載がなされていない」などの事例が見受けられました。

また、ラベル貼付については、ほとんどの機関では通知どおりに行われていましたが、「貼付したものの番号を付していない」などの事例が見受けられました。

いずれも通知等に対する認識不足、事務引継ぎの遺漏などに起因するものと考えられますので、財産管理者は物品の適正な管理に努めることが必要です。

(4) 点検記録様式(照合表)による現物照合

備品に準ずる物品の現物照合について、ほとんどの機関で年1回の照合が行われていました。

通知では、「備品の照合と合わせて実施することが望ましい」としていることを踏まえ、今後も適正な照合に努めることが必要です。

(ウ) 不用となった物品の所管換、処分等

不用となり管理簿上削除したパソコンについて、処分費用がかかることから処分していない事例が見受けられました。

不用となった物品については、所管換や処分等を検討するなど適正な管理に努めることが必要です。

(イ) 携帯電話の管理

携帯電話について通知では、「平成19年1月19日付18人第62号、18管第101号「公用携帯電話の取扱要領について(通知)」により管理すること」としており、特別な管理が求められているところですが、備品に準ずる物品として管理している事例が見受けられましたので、適正な管理に努めることが必要です。

キ 意見

「備品に準ずる物品」の実態の把握により、例示物品の中でほとんど所有されていない物品が存在する一方で、例示物品以外にも多くの機関で所有されている「備品に準ずる物品」の存在が明らかになりました。

また、「備品に準ずる物品」として管理の対象とする際の財産管理者の判断にばらつきが見られ、一部の機関においては、通知等に対する認識不足から、「複数の職員が使用しない物品」や「所在不明になりにくい物品」として考えられるロッカーや洗濯機まで

も「備品に準ずる物品」として管理し、事務処理を煩雑にしていた事例も見受けられました。

こうした状況を踏まえ、所管機関は通知に掲げる例示物品の見直しを検討するとともに、財産管理者の認識の統一を図るよう努めてください。

(所管機関：財産活用課)

「備品に準ずる物品」は、10万円未満の物品でありながら、複数の職員が使用することなどにより所在が不明になりやすいため、定期的に管理簿と現品の照合を行うなどの適正な管理が求められています。

しかしながら、その種類・数量は膨大であり、管理方法等について一律に細かく明文化し、規制することは極めて困難です。そのため、通知により最低限のルールが定められ、管理方法等を財産管理者に委ねています。

各機関においては、「備品に準ずる物品」を含む物品全般が公金による支出により取得・配備されているということを常に念頭に置きながら、引き続き適正な管理を徹底されるよう望みます。

## テーマ2「観測施設の維持管理について」

### ア 監査目的

現在、県内の各地点に長野県、国土交通省及び気象庁で雨量局・水位局を設置し、県ホームページ上の「河川砂防情報ステーション」で河川水位や雨量状況に関する情報をリアルタイムで提供し、洪水予報や土砂災害危険度合等の情報発信に役立っているところ

です。  
令和元年東日本台風災害においては、多くの利用でアクセスしづらい状況になり、その必要性及び重要性が改めて認識されたところ

です。  
長野県が設置、管理している雨量局・水位局（以下「観測施設」という。）について、保守点検業務を専門業者に委託していますが、無線の受信状況や機器の故障などにより欠測※になる状況も見受けられることから、保守点検の結果及びその対応状況を調査し、適切な維持管理が行われているか検証することを目的に監査を実施しました。

※ 欠測：継続的に観測している雨量や水位等が何らかの原因で正常に観測できず、雨量や水位のデータが得られない状態。

### イ 対象及び実施方法

#### (7) 対象機関

観測施設の保守点検業務を行っている建設部の全機関

#### (4) 対象業務

観測施設の保守点検委託業務

### ウ 実施方法

対象機関から重点監査調査の提出を求め、実地監査及び書面監査を実施しました。

### エ 監査の視点（主な着眼点）

(7) 保守点検業務を適正に行い、異常が認められた場合に適切に対応しているか。

(4) 保守点検業務の契約事務は適切に行われているか。

### オ 調査結果

#### (7) 概要

観測施設を設置し、保守点検業務を実施している機関として、建設部の13建設事務所（佐久、上田、諏訪、伊那、飯田、木曾、松本、安曇野、大町、千曲、須坂、長野、北信）と、3砂防事務所（犀川、姫川、土尻川）の計16機関を対象に調査を実施しました。

観測施設には、その目的により河川、砂防、ダムの各事業で設置されたものがあり、各機関で6～49局、総数は396局となっています。（表1）

観測された結果は、土砂災害危険情報や河川の洪水予報の発表、避難判断水位到達情報の基礎資料となるほか、「長野県河川砂防情報ステーション」のホームページに掲載され、河川の水位や土砂災害危険度、雨量状況の情報発信を行っています。

表1 観測施設内訳

(単位：局)

施設名	管轄			計	
	河川	砂防	ダム		
観測施設	雨量観測局	51	122	40	213
	水位観測局	44	0	50	94
	監視局 ※1	15	18	14	47
	中継局 ※2	14	15	13	42
	合計	124	155	117	396

※1 各観測局から無線や電送により送られた観測データを、事務所において収集・監視する施設

※2 遠距離または電波状況の悪い場合に、観測局と監視局間の無線電波を中継する施設

(イ) 観測施設の欠測状況について

各機関において、過去3年間(H29～R元)の欠測状況を調査(24時間未満の欠測及び休測は除く)した結果、91局において159件の欠測が発生していましたが、原因として各種障害によるもの及び機器の故障によるものが147件(92.5%)を占めていました。(表2)

表2 観測施設の欠測状況

(単位:件、%)

主な原因	内 容	主な対応策	件数	割合
各種障害	電波障害、 通信経路又はシステム異常等	機器調整、状況観察、 電源リセット等	80	50.3
機器故障	劣化による停止、動作不良等	機器更新、部品交換、 修繕等	67	42.2
改修工事	機器改修、無線設備工事	実施時期の検討、周知等	8	5.0
災 害	河川洗掘、機器の水没・流失、 落雷等	復旧工事	4	2.5
合 計			159	100.0

(ウ) 欠測日数について

欠測日数については、1週間以内が全体のうち121件(76.1%)、15日以上要したものが18件(11.3%)でした。(表3)

一時的な電波障害や異常発生時における、システムの再起動等による復旧は、おおむね2日以内、保守点検業者による機器の調整や修理等を伴う復旧は、おおむね1週間から10日以内に実施されている状況でした。

一方、15日以上欠測については、災害による被災以外に、機器本体の交換・修理等に時間を要しているもの、欠測原因の究明と修理に時間を要しているものがありました。

表3 観測施設の欠測日数

(単位:件、%)

欠測日数	件 数	割 合
1 ～ 2 日	43	27.1
3 ～ 4 日	63	39.6
5 ～ 7 日	15	9.4
8 ～ 10 日	14	8.8
11 ～ 14 日	6	3.8
15 日～	18	11.3
合 計	159	100.0

(エ) 欠測が発生した場合の対応策について(監査の視点(7))

観測施設において欠測が発生した場合には、欠測状況を確認の上、すみやかに保守点検業者に連絡し、対応していました。

機器の調整・修理等が必要となる場合は、緊急に点検等を依頼し、原因調査、機器の調整及び劣化部品の交換等による修理を実施していました。

また、状況観察については、一時的に発生する欠測で原因が即座に判明しにくい場合、欠測発生状況の推移を一定期間継続して観察する必要があり、件数が多い状況にありました。(表4)

各種障害に関しては、状況観察の上、アンテナ等の機器調整、支障枝の伐採、受信機器の修理のほか、中継局の新たな設置の検討等、適切に対応していました。

一方で、同一の観測施設で欠測が集中して発生していたことから、故障しやすくなっている状況が一部の観測施設に見受けられました。

表4 欠測に対する対応策

(単位:件、%)

対応策	件 数	割 合
機器の調整	33	20.8
機器の修理	22	13.8
状 況 観 察	104	65.4
合 計	159	100.0

## (オ) 観測施設の保守点検実施状況について(監査の視点(7))

観測施設の保守点検業務は専門業者に委託していますが、定期点検については、委託契約に基づき、以下の業務内容をいずれも適正に実施していました。

- ・ 契約締結後、すみやかに年間業務実施計画書を作成
- ・ 点検の実施時期は、出水期に備え、春またはその前の秋冬期に設定
- ・ 点検実施後、すみやかに完了報告
- ・ 業務完了報告書において、点検結果、不具合事項、応急処置内容、対応方策等の報告

定期点検以外に緊急な修理等の対応が必要となった場合は、財務規則等に則るとともに、委託契約に基づき発注者・受注者間で対応策にかかる経費について協議を行い、変更契約を締結するなど適正に行われていました。

一方で、年度末に発生した欠測や機器の故障においては、委託業務期間の制約により、欠測の早期復旧に向けた緊急の対応に支障となっている事例がありました。

また、観測施設の主設備である雨量計や無線設備については、5年に1回の機器検定や無線局更新の法定手続きが義務付けられていますが、機器検定等の時期が年度末や年度当初にあたる場合に、受検手続きの準備等に十分な時間が確保できていない事例がありました。

## (カ) 保守点検業務の契約状況について(監査の視点(4))

観測施設を管理している全16機関において、令和元年度は計33件の保守点検業務を専門業者に委託契約しており、定期点検の他、不測の欠測発生等による緊急修理等の対応を含む業務については、長期継続契約※による契約を行っていました。

長期継続契約では、4月1日から3月31日までの1年間を業務期間とし、契約を前年度に行っています。

また、観測施設の契約事務については、適正に処理されていました。

※ 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2号

庁舎の管理に係る契約その他の経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり契約を締結する必要があるもの。

## カ 監査結果

今回の監査において、観測施設を設置、維持管理している機関が、保守点検業務を適切に行っているか、欠測等の異常が発生した場合に適切に対応しているか等を監査しました。

監査の結果、全ての機関で専門業者に保守点検業務を委託し、欠測等の異常に対し迅速な対応をとっており適切に業務を遂行していました。

欠測の原因については、機器の劣化等による故障、通信経路・システムの異常、電波障害、落雷、一時的な動作不良等、多様でしたが、早期に原因調査や機器の調整を実施し、故障に対しては、緊急修理や別途修繕工事等を実施していました。

また、定期点検により、各機器の状況を継続的に把握、記録しており、故障等緊急時における迅速な対応に役立っていました。

一方、欠測原因の究明や修理等に時間を要したため、欠測が長期間となったものや、欠測が集中して発生し、故障しやすくなったものがありました。

定期点検の他、緊急修理等の対応を含む保守点検業務については、一年間を通じた途切れのない継続した委託契約で長期継続契約の形態をとっていました。

しかし、欠測や機器の故障が年度末に発生した場合に、緊急修理等、欠測の早期復旧に向けた対応に対し支障となっている事例がありました。

観測施設の保守点検業務は、施設の性質上、途切れることなく継続して実施できる体制をとることが重要であり、各機関において、現在の毎年の契約事務が課題となっています。複数年の契約とすることにより、業務継続性に対する課題及び契約事務に対する負担の軽減が期待できると考えられます。長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同運用通達では、条例第2号の対象とする契約について、有利となるものについては複数年の契約が認められており、当該制度の活用についての検討も有効であると考えます。

近年の頻発する災害により、観測施設の重要性が増していることから、欠測や故障の発生を一層少なく、復旧までの時間を短くしていくことが求められます。

観測施設の中には、導入から相当の時間が経過しているものもあり、老朽化の進行や既に部品供給が終了しているもの等も見られることから、今後は施設の予防的な保全や計画的な更新等が一層重要になると考えられます。

## キ 意見

## (7) 観測施設の予防的な保全や計画的な更新等について

導入から相当の年数が経過している施設も見受けられることから、保守点検を適切に行うとともに予防的な保全や計画的な更新等を検討し、施設の健全性の確保に努めてください。

## (4) 保守点検業務の継続性の確保について

保守点検業務委託において、年度末に発生した欠測等に対する緊急修理等の対応が迅速かつ柔軟に実施出来るよう、複数年の委託契約等を含め、業務の継続性の確保、効率化について検討してください。

(所管機関：建設政策課、河川課、砂防課)

近年の自然災害の頻発・激甚化に伴い、防災・減災に対する県民意識は一層高まっています。河川水位、雨量状況に関するデータを計測し、土砂災害危険情報や河川の洪水予報の発表、避難判断水位到達情報の発信のための基礎資料提供の役割を担う観測施設の重要性は一層増しており、県民の安全安心確保のため、今後も引き続き適切な維持管理に努めるよう望みます。

2 指摘事項

分類	指 摘 事 項 ( 分 類 コ ー ド )	機関名
収入事務 1件	1 その他調定等の事務処理に関するもの (125)	
	(1) 収入金の調定誤り 不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金について、金額を誤って調定し、納付書を作成・発出していた。 正 3,758,400円 誤 3,578,400円 差額 180,000円	環境政策課 資源循環推進課
支出事務 1件	1 職員手当支給の返納又は追給を要するもの (311)	
	(1) 通勤費用相当額の誤支給 特別行政事務嘱託員の通勤費用相当額の算定を誤ったため、5年間過支給をしていた。 また、年次有給休暇取得日にも通勤費用相当額を支給していた。(1件 725,823円)	下諏訪向陽高等学校
その他 2件	1 その他の事務処理に関するもの (610)	
	(1) 消費税の過少申告 流域下水道事業費特別会計に係る過去2年分(平成29年度及び平成30年度分)の消費税の申告において、「特定収入に係る課税仕入れ等の税額」を算出する際、誤った税率を適用したことから、消費税及び地方消費税を過少申告していた。	生活排水課
	(2) 不適切な支出事務及び補助金交付事務等 母子生活支援施設入所措置費等の請求書及び補助金交付申請書を相手方から受領したまま、支払手続等をしていなかった。 また、契約手続を行わないまま、システム改修を行っていた。 上記いずれも、年度内に支払いができなかった。(4件 4,134,458円)	こども・家庭課 (児童相談・養育支援室)

3 指導事項

分類	指 導 事 項 ( 分 類 コ ー ド )	機関名																																											
収入事務 7件	1 使用料の算定に関するもの (121)																																												
	(1) 行政財産目的外使用許可使用料の未徴収 行政財産目的外使用許可に係る使用料を徴収していなかった。(3件 47,583円)	岡谷技術専門校																																											
	2 その他調定等の事務処理に関するもの (125)																																												
	(1) 道路占用料の過徴収 道路占用料について、占用料の算定に誤りがあったため過徴収となっていた。(2件 1,795円) また、徴収済額の一部は時効により還付不能となった。(2件 5,226円)	須坂建設事務所																																											
	(2) 道路占用料の徴収不足 道路占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり徴収をしたため、徴収不足となっていた。(1件 269,396円) また、徴収不足分の一部は時効により徴収不能となった。(1件 137,279円)	佐久建設事務所																																											
	(3) 河川占用料の過徴収 河川占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり徴収したため、過徴収となっていた。 また、過徴収分の還付にあたり、一部は時効等により還付不能となり、一部に還付加算金が発生した。	諏訪 木曾 千曲 須坂 北信 建設事務所																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">過徴収済額</th> <th colspan="2">還付額</th> <th rowspan="2">還付加算金</th> </tr> <tr> <th>還付額</th> <th>還付不能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諏訪建設事務所</td> <td>1件</td> <td>26,880円</td> <td>26,880円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>木曾建設事務所</td> <td>4件</td> <td>2,675円</td> <td>2,675円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>千曲建設事務所</td> <td>3件</td> <td>964円</td> <td>434円</td> <td>530円*</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>須坂建設事務所</td> <td>1件</td> <td>599,625円</td> <td>292,500円</td> <td>307,125円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>北信建設事務所</td> <td>4件</td> <td>66,153円</td> <td>21,700円</td> <td>44,453円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計(5機関)</td> <td>13件</td> <td>696,297円</td> <td>344,719円</td> <td>351,578円</td> <td>12,900円</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	件数	過徴収済額	還付額		還付加算金	還付額	還付不能額	諏訪建設事務所	1件	26,880円	26,880円	—	—	木曾建設事務所	4件	2,675円	2,675円	—	—	千曲建設事務所	3件	964円	434円	530円*	—	須坂建設事務所	1件	599,625円	292,500円	307,125円	12,900円	北信建設事務所	4件	66,153円	21,700円	44,453円	—	合計(5機関)	13件	696,297円	344,719円	351,578円	12,900円
機 関 名	件数				過徴収済額	還付額		還付加算金																																					
		還付額	還付不能額																																										
諏訪建設事務所	1件	26,880円	26,880円	—	—																																								
木曾建設事務所	4件	2,675円	2,675円	—	—																																								
千曲建設事務所	3件	964円	434円	530円*	—																																								
須坂建設事務所	1件	599,625円	292,500円	307,125円	12,900円																																								
北信建設事務所	4件	66,153円	21,700円	44,453円	—																																								
合計(5機関)	13件	696,297円	344,719円	351,578円	12,900円																																								

※相手方の辞退によるもの。



	(4) 河川占用料の調定漏れ 河川占用料について、過年度分において調定漏れがあった。(1件 206,535円)	須坂建設事務所																								
	3 その他収入の事務処理に関するもの(130)																									
	(1) 食品営業許可更新手数料の過徴収 食品営業許可の更新手続きにおいて、更新手数料の額を誤って通知し、申請書受付時にも誤りに気づかず手数料(長野県収入証紙で納付)を過徴収していた。(1件 1,800円)	伊那保健福祉事務所																								
	(2) 労働保険料の過徴収 平成31年3月分給与において労働保険適用除外の者から保険料を徴収していた。(2件 983円)	辰野高等学校																								
契約事務	1 随意契約の理由等に関するもの(230)																									
4件	(1) 競争入札の未実施及び出納員の事前審査未了 喫煙用集塵・脱臭機を3年間の長期継続契約で借り入れる際、契約期間の予定総額が財務規則第136条に定める額を超えていたことから、競争入札とすべきところ、随意契約としていた。 また、同規則第64条により会計管理者等の事前審査を受けなければならないところ、事前審査を受けていなかった。	議会事務局																								
	2 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの(250)																									
	(1) 建設工事請負人等選定委員会による審議未実施 一般廃棄物収集運搬業務の発注に際し、予定価格が建設工事請負人等選定委員会要領に定める額を超えることから、請負人等選定調査により選定委員会の審議をすべきところ、審議していなかった。	長野建設事務所																								
	3 入札手続及び見積書徴取の事務処理に関するもの(260)																									
	(1) 適正な工期の確保 「県営林道白馬小谷東山線(2工区)開設工事(北安曇郡小谷村千国)」については、実際には約230日間の工期を要しており、年度末の入札であることから、本来は早期に繰越明許費を計上するか、債務負担行為を設定した上で、適切な工期を確保して発注すべきであったところ、入札公告で繰越を予定している旨を記載し、当初工期を45日間で契約を締結していた。  当初工期：平成31年2月13日～平成31年3月29日(45日間) 議会の繰越承認：平成31年3月12日 変更後工期：平成31年2月13日～平成31年9月30日(230日間) (平成31年3月19日変更契約)  【工事等監査】	北アルプス地域 振興局林務課																								
	(2) 見積書の未徴取 随意契約において、2人以上の者から見積書を徴すべきところ、1人の者からの見積書で契約相手方を決定していた。(1件 462,000円)	農業試験場																								
支出事務	1 職員手当支給の返納又は追給を要するもの(311)																									
7件	(1) 教育業務連絡指導手当の誤支給 教育業務連絡指導手当について、年次休暇取得日に当該手当を支給していた。(1件 100円)	北信教育事務所																								
	2 旅費の返納又は追給を要するもの(321)																									
	(1) 旅費の重複支給 ア 費用弁償旅費の重複支給 同一日に異なる地域に2回出張した者に対し、費用弁償旅費(日当分)を重複して支給していた。(2件 792円)	文化政策課 (多文化共生・ パスポート室)																								
	イ 職員旅費の重複支給 職員に対する旅費を重複して支給していた。	産業立地・経営 支援課(創業・ サービス産業振 興室) 義務教育課 北信保健福祉事 務所 伊那弥生ヶ丘高 等学校 飯田風越高等学 校 寿台養護学校																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>件数</th> <th>還付加算金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業立地・経営支援課(創業・サービス産業振興室)</td> <td>1件</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>1件</td> <td>3,480円</td> </tr> <tr> <td>北信保健福祉事務所</td> <td>1件</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>伊那弥生ヶ丘高等学校</td> <td>1件</td> <td>9,480円</td> </tr> <tr> <td>飯田風越高等学校</td> <td>1件</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>寿台養護学校</td> <td>4件</td> <td>2,590円</td> </tr> <tr> <td>合 計(6機関)</td> <td>9件</td> <td>20,650円</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	件数	還付加算金	産業立地・経営支援課(創業・サービス産業振興室)	1件	2,600円	義務教育課	1件	3,480円	北信保健福祉事務所	1件	1,500円	伊那弥生ヶ丘高等学校	1件	9,480円	飯田風越高等学校	1件	1,000円	寿台養護学校	4件	2,590円	合 計(6機関)	9件	20,650円	
機 関 名	件数	還付加算金																								
産業立地・経営支援課(創業・サービス産業振興室)	1件	2,600円																								
義務教育課	1件	3,480円																								
北信保健福祉事務所	1件	1,500円																								
伊那弥生ヶ丘高等学校	1件	9,480円																								
飯田風越高等学校	1件	1,000円																								
寿台養護学校	4件	2,590円																								
合 計(6機関)	9件	20,650円																								

	3 支出科目に関するもの (382)	
	(1) 支出科目の誤り 物品購入に際し、1個の物品の取得価格が10万円未満であるため「需用費」で支出すべきところ、「備品購入費」で支出していた。	松本児童相談所
	4 給付完了検査の事務処理に関するもの (385)	
	(1) 給付完了検査の遅延 委託契約において、契約書に記載の時期(業務完了報告を受けてから10日以内)に完了検査しなければならないところ、これを超えて完了検査を行っていた。  ・自然保護課 平成31年度ライチョウ生息実態緊急調査業務 ・花田養護学校 令和元年度空調設備工事監理業務	自然保護課 花田養護学校
	5 その他支出の事務処理に関するもの (386)	
	(1) 支払遅延による延滞金等の発生 ア 電気料金支払遅延による延滞利息の発生 平成31年4月分電気料金について、5月17日までに支払うべきところ、5月21日に支払ったため、延滞利息が139円生じた。 イ 携帯電話料金支払遅延による遅延利息の発生 令和元年8月分公用携帯電話料金について、9月30日までに支払うべきところ、10月24日に支払ったため、遅延利息が411円生じた。 ウ 後納郵便料金支払遅延による延滞金の発生 令和元年6月分後納郵便料金について、7月31日までに支払うべきところ、8月16日に支払ったため、延滞金が218円生じた。	野菜花き試験場  松本建設事務所  辰野高等学校
	(2) 源泉所得税等の納付期限後納付による不納付加算税の発生 平成31年4月に支払った委員報酬等にかかる源泉所得税及び復興特別所得税について、5月10日までに納付すべきところ、5月14日に納付したため、不納付加算税が6,500円生じた。	松本保健福祉事務所
	(3) 支払登録時の確認不足 誤って2度システム入力を行った支出命令について、実際の帳票を確認せずに2件とも支払登録を行ったため二重に支払ってしまった。(1件 90,310円)	下諏訪向陽高等学校
補助金事務	1 交付決定等の事務処理に関するもの (410)	
2件	(1) 補助金変更交付決定の事務処理 河川改修事業補助金(県単河畔林整備事業)の補助金額について、変更交付決定の手続きを経ずに、実績報告に基づき額の確定を行っていた。	諏訪建設事務所
	2 その他補助金の事務処理に関するもの (430)	
	(1) 補助金の額の確定 シルバー人材センター連合会運営事業補助金の額の確定について、4月25日までに行うべきところ、4月30日に行っていた。	労働雇用課

## 4 分類別指摘事項等の件数

(分類コード) 指摘事項・指導事項・検討事項の分類	一般会計・特別会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
1 収入事務関係								
(110) 収入未済額の解消に関するもの								
(121) 使用料の算定に関するもの		1		1				
(122) 貸付料の算定に関するもの								
(123) 管理経費の算定に関するもの								
(124) 調定の時期に関するもの								
(125) その他調定等の事務処理に関するもの	1	4		5				
(130) その他収入の事務処理に関するもの		2		2				
小 計	1	7		8				
2 契約事務関係								
(210) 契約書又は請書の作成に関するもの								
(220) 契約書等の記載内容に関するもの								
(230) 随意契約の理由等に関するもの		1		1				
(240) 予定価格の設定の事務処理に関するもの								
(250) 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの		1		1				
(260) 入札手続及び見積書徴取の事務処理に関するもの		2		2				
(270) その他契約の事務処理に関するもの								
小 計		4		4				
3 支出事務関係								
(311) 職員手当支給の返納又は追給を要するもの	1	1		2				
(312) その他職員手当支給の事務処理に関するもの								
(321) 旅費の返納又は追給を要するもの		1		1				
(322) その他旅費支給の事務処理に関するもの								
(331) 工事請負費の執行に関するもの								
(341) 委託料の執行に関するもの								
(351) 役務費、使用料の執行に関するもの								
(361) 備品購入費の執行に関するもの								
(371) 需用費の執行に関するもの								
(381) 効率的・計画的な予算執行に関するもの								
(382) 支出科目に関するもの		1		1				
(383) 支出負担行為の時期に関するもの								
(384) 事前審査の事務処理に関するもの								
(385) 給付完了検査の事務処理に関するもの		1		1				
(386) その他支出の事務処理に関するもの		3		3				
小 計	1	7		8				
4 補助金事務関係								
(410) 交付決定等の事務処理に関するもの		1		1				
(420) 実績報告書の提出の時期に関するもの								
(430) その他補助金の事務処理に関するもの		1		1				
小 計		2		2				
5 財産管理事務関係								
(510) 公有財産に関する帳票の整理等に関するもの								
(520) 物品に関する帳票の整理等に関するもの								
(530) 財産の有効利用等に関するもの								
(540) その他財産管理に関するもの								
小 計								
6 その他								
(610) その他の事務処理に関するもの	2			2				
小 計	2			2				
合 計	4	20		24				



第3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。

意見については、当該事項を所管する関係機関（全機関の場合は各部局主管課等）に対し、対応方針の回答を求めました。

また、各機関がそれぞれ実情に合わせて行っている取組の中から、他の機関においても有効かつ実効性があると考えられる事例を掲載しましたので、参考にしてください。

1 各部局に共通する意見

意 見
<p>1 内部統制機能の強化とコンプライアンスの推進</p> <p>本年度の指摘、指導及び検討事項の件数は、24件でした。（昨年度は23件）</p> <p>各機関が適正な事務執行に努めている中、法令に対する理解不足や事務処理の懈怠による不適正な処理が見られました。</p> <p>また本年度も、職員手当の誤支給、旅費の重複支給など基本的な事務処理の誤りが見られました。なお、道路・河川占用料の算定誤りによる過徴収・誤徴収など、各機関における自主点検において発見された事案も見られました。</p> <p>こうした不適正な事務処理や基本的な事務処理の誤りは、関係規程に対する理解不足や確認漏れ、業務執行状況の確認不足などに起因するものと考えます。</p> <p>令和元年東日本台風による災害対応や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、業務量が増加している中、各機関とも同様の誤りを繰り返さないようにするため、その背景や原因を分析するとともに、現行の業務執行状況を再点検し、担当者任せにならないよう、チェック体制の強化、事業の進捗管理の徹底、効果的・効率的な事務処理方法の検討など、組織として内部統制機能の更なる強化に取り組んでください。</p> <p>県に求められる行政サービスはこれまで以上に複雑・多様化しており、これに伴い事務処理のリスクが増大することが懸念されます。県民に信頼され、期待に応えられる県行政を推進するためには、職員一人ひとりが継続的にリスク管理の意識を持って業務を遂行することが重要です。</p> <p>本年度から施行された内部統制制度を運用する中で、統制機能が通常の業務に組み込まれ、適正に遂行されるよう、本年1月に定めた「長野県内部統制基本方針」に基づき、法令・規則等の遵守はもとより、事務処理過程の各種リスク対応を担当者任せにせず、組織としてシステム化して対処するリスクマネジメントの着実な実行を図り、一層のコンプライアンスの推進に努めてください。</p> <p style="text-align: right;">（所管機関：全機関）</p>

2 税外収入未済額の解消

令和元年度の収入未済額のうち、県税に係るものを除いた税外収入未済額の状況は、「一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表」のとおりです。その総額は25億1,597万余円で、前年度に比べ1億3,909万余円（5.2%）の減少となっています。

（税外収入未済額の推移）

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減	前年度比
税外収入未済額	2,515,975,999円	2,655,066,057円	△139,090,058円	94.8%

このうち、貸付金など継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額は16億4,433万余円で、前年度に比べ2,465万余円（1.5%）の減少となっています。

（継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額の推移）

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減	前年度比
※印の付いた税外収入未済額の計	1,644,337,814円	1,668,994,746円	△24,656,932円	98.5%

（上記税外収入未済額の処理状況）

過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
123,205,875円	16,532,087円	0円	115,081,030円	△24,656,932円

本年度の税外収入未済額は前年度と比べ1億3,909万余円（5.2%）減少していますが、新たに2億1,344万余円が未収金となり、依然として多額となっています。

収入未済となったものについては、引き続き平成26年3月に長野県税外未収金縮減対策委員会が策定した「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、本庁と現地機関が一体となり縮減に向けた取組を積極的に進めてください。

特に、収入未済額が減少していない未収金にあっては、それぞれの機関において、現在の取組の効果検証を行い、発生を未然に防止する対策も含めて対応策を講じてください。

（注）これら税外収入未済額の状況で、前年度から増加したものの、継続性があり今後増加する可能性のあるものについては、「2 部局ごとの意見」において個別に記載してあります。

（所管機関：収入未済額のある機関を所管する課）

## 一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表

部局	所管課	内 容	収入未済額 (円)
総務部	税務課	県税付帯債権(延滞金等)	49,348,503 ★公
県民文化部	こども・家庭課	児童福祉施設入所負担金 ※	70,843,390 ★公
	こども・家庭課	児童扶養手当過払返納金 ※	16,706,050 *公
	こども・家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※(特)	226,344,590 私
健康福祉部	医師・看護人材確保対策課	看護職員修学資金貸付金 ※	4,849,800 私
	地域福祉課	生活保護費返還金	53,564,021 ★*公
	障がい者支援課	社会福祉施設入所者負担金 ※	3,505,888 ★公
	障がい者支援課	総合リハビリテーションセンター施設使用料	7,158,510 私
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済加入者掛金 ※(特)	8,110,130 私
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済年金給付返納金 (特)	60,000 私
	医師・看護人材確保対策課 他	その他	3,193,811
環境部	資源循環推進課	不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	357,529,768 ★公
産業労働部	産業立地・経営支援課	高度化資金貸付金 ※(特)	677,067,126 私
	産業立地・経営支援課	設備近代化資金貸付金 (特)	19,565,566 私
	産業技術課	庁舎等管理経費	4,396 私
農政部	農村振興課	農業改良資金貸付金 (特)	23,257,000 私
	農村振興課	漁業改善資金貸付金 (特)	3,410,000 私
林務部	森林づくり推進課	森林造成事業補助金返還金	14,641,100 *公
	森林づくり推進課	造林事業に係る補助金に関する損害賠償金	214,403,223 私
	森林づくり推進課	行政財産使用料 (特)	200 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金 ※(特)	14,988,930 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金違約金 (特)	2,111,578 私
建設部	道路管理課	事故等に係る原因者負担金	3,086,925 *公
	河川課	河川占用料	18,359,438 ★公
	都市・まちづくり課	契約解除に伴う補償金返還金	99,521,879 私
	建築住宅課	県営住宅使用料 ※	136,176,956 私
	建築住宅課	県営住宅敷地(駐車場)使用料 ※	2,595,393 私
	建築住宅課 他	県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金 ※ その他	116,504,777 私 1,379,925
教育委員会	高校教育課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 ※	2,207,000 私
	高校教育課	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金 ※	163,956,305 私
	高校教育課	高等学校授業料 ※	3,125,798 *公
	高校教育課	高等学校等奨学金貸付金 ※(特)	160,230,545 私
	高校教育課	高等学校等遠距離通学費貸付金 ※(特)	37,125,136 私
	高校教育課	その他	389,142 私
県警本部	会計課	交通信号機事故に係る弁済金	653,200 私
合 計			2,515,975,999

※：貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権

(特)：特別会計に係る貸付金などの債権

★公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されている「強制徴収公債権」

\*公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されていない「非強制徴収公債権」

私：県と相手方との合意に基づいて発生する私法上の債権、いわゆる「私債権」

3 公務中の交通事故防止

公務中の交通事故による損害賠償は、令和元年度に開催された長野県議会定例会において議決又は専決処分報告があった議案によると、41件、1,566万余円となっており、前年度と比較して、件数は8件、金額は771万余円減少しています。また、全体のうち13件は人身事故を伴っており、前年度より1件増加しています。損害賠償とは別に、公用自動車の修理等の費用も発生しています。

公務中の交通事故は、県に財産的な損害を発生させ、県の業務運営にも支障を生じさせるばかりか、職員の生命・身体の安全にもかかわるものです。特に、県が加害者となる交通事故は、県行政に対する県民の信頼を損なうことにもなりかねません。

公用自動車の運転に当たっては、職員一人ひとりが法令を遵守し、安全運転を心がけ、事故防止に努めるよう徹底を図ってください。

(交通事故に係る損害賠償件数及び賠償額)

区 分	令和元年度	平成30年度	前年度比	
件数	41件	49件	△ 8件	83.7%
うち人身事故件数	13件	12件	1件	108.3%
賠償額	15,663,011円	23,381,340円	△ 7,718,329円	67.0%

(所管機関：全機関)

2 部局ごとの意見

※ 重点監査テーマの意見については、「第2 監査結果」の重点監査(テーマ別監査)に記載してあります。

部局等	意 見	所管機関																																					
健康福祉部	1 税外収入未済額の解消 (1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。	地域福祉課																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度末</th> <th>平成30年度末</th> <th>増 減 額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>53,564,021円</td> <td>49,361,042円</td> <td>4,202,979円</td> <td>108.5%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	令和元年度末	平成30年度末	増 減 額	前年度比	生活保護費返還金	53,564,021円	49,361,042円	4,202,979円	108.5%																											
	区 分		令和元年度末	平成30年度末	増 減 額	前年度比																																	
	生活保護費返還金		53,564,021円	49,361,042円	4,202,979円	108.5%																																	
	(上記税外収入未済額の処理状況)																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>2,720,808円</td> <td>451,119円</td> <td>0円</td> <td>7,374,906円</td> <td>4,202,979円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	生活保護費返還金	2,720,808円	451,119円	0円	7,374,906円	4,202,979円																							
	区 分		過 年 度 発 生 分					現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)																														
		収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																			
	生活保護費返還金	2,720,808円	451,119円	0円	7,374,906円	4,202,979円																																	
	(2) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。	障がい者支援課																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度末</th> <th>平成30年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者扶養共済年金給付返納金</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> <td>150.0%</td> </tr> <tr> <td>総合リハビリテーションセンター使用料</td> <td>6,281,990円</td> <td>5,303,930円</td> <td>978,060円</td> <td>118.4%</td> </tr> <tr> <td>補装具制作施設義肢製作収入</td> <td>312,466円</td> <td>33,876円</td> <td>278,590円</td> <td>922.4%</td> </tr> <tr> <td>補装具制作施設補装具修理収入</td> <td>52,273円</td> <td>15,073円</td> <td>37,200円</td> <td>346.8%</td> </tr> <tr> <td>インターネット使用料等</td> <td>511,781円</td> <td>123,818円</td> <td>387,963円</td> <td>413.3%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		令和元年度末	平成30年度末	増減額	前年度比	心身障害者扶養共済年金給付返納金	60,000円	40,000円	20,000円	150.0%	総合リハビリテーションセンター使用料	6,281,990円	5,303,930円	978,060円	118.4%	補装具制作施設義肢製作収入	312,466円	33,876円	278,590円	922.4%	補装具制作施設補装具修理収入	52,273円	15,073円	37,200円	346.8%	インターネット使用料等	511,781円	123,818円	387,963円	413.3%								
区 分	令和元年度末		平成30年度末	増減額	前年度比																																		
心身障害者扶養共済年金給付返納金	60,000円		40,000円	20,000円	150.0%																																		
総合リハビリテーションセンター使用料	6,281,990円		5,303,930円	978,060円	118.4%																																		
補装具制作施設義肢製作収入	312,466円		33,876円	278,590円	922.4%																																		
補装具制作施設補装具修理収入	52,273円		15,073円	37,200円	346.8%																																		
インターネット使用料等	511,781円	123,818円	387,963円	413.3%																																			
(上記税外収入未済額の処理状況)																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者扶養共済年金給付返納金</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>総合リハビリテーションセンター使用料</td> <td>224,930円</td> <td>5,750円</td> <td>0円</td> <td>1,208,740円</td> <td>978,060円</td> </tr> <tr> <td>補装具制作施設義肢製作収入</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>278,590円</td> <td>278,590円</td> </tr> <tr> <td>補装具制作施設補装具修理収入</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>37,200円</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>インターネット使用料等</td> <td>5,537円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>393,500円</td> <td>387,963円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	心身障害者扶養共済年金給付返納金	0円	0円	0円	20,000円	20,000円	総合リハビリテーションセンター使用料	224,930円	5,750円	0円	1,208,740円	978,060円	補装具制作施設義肢製作収入	0円	0円	0円	278,590円	278,590円	補装具制作施設補装具修理収入	0円	0円	0円	37,200円	37,200円	インターネット使用料等	5,537円	0円	0円	393,500円	387,963円
区 分		過 年 度 発 生 分					現年度発生分 D	増 減 額 D-(A+B+C)																															
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																				
心身障害者扶養共済年金給付返納金	0円	0円	0円	20,000円	20,000円																																		
総合リハビリテーションセンター使用料	224,930円	5,750円	0円	1,208,740円	978,060円																																		
補装具制作施設義肢製作収入	0円	0円	0円	278,590円	278,590円																																		
補装具制作施設補装具修理収入	0円	0円	0円	37,200円	37,200円																																		
インターネット使用料等	5,537円	0円	0円	393,500円	387,963円																																		

	<p>(3) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度末</th> <th>平成30年度末</th> <th>増 減 額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>3,505,888円</td> <td>3,386,431円</td> <td>119,457円</td> <td>103.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D - (A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>193,200円</td> <td>101,900円</td> <td>0円</td> <td>414,557円</td> <td>119,457円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和元年度末	平成30年度末	増 減 額	前年度比	社会福祉施設入所者負担金	3,505,888円	3,386,431円	119,457円	103.5%	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	社会福祉施設入所者負担金	193,200円	101,900円	0円	414,557円	119,457円	
区 分	令和元年度末	平成30年度末	増 減 額	前年度比																							
社会福祉施設入所者負担金	3,505,888円	3,386,431円	119,457円	103.5%																							
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)																						
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																								
社会福祉施設入所者負担金	193,200円	101,900円	0円	414,557円	119,457円																						
	<p>(4) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度末</th> <th>平成30年度末</th> <th>増 減 額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息</td> <td>2,812,411円</td> <td>1,845,884円</td> <td>966,527円</td> <td>152.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D - (A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息</td> <td>402,013円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>1,368,540円</td> <td>966,527円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和元年度末	平成30年度末	増 減 額	前年度比	看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息	2,812,411円	1,845,884円	966,527円	152.4%	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息	402,013円	0円	0円	1,368,540円	966,527円	医師・看護人材確保対策課
区 分	令和元年度末	平成30年度末	増 減 額	前年度比																							
看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息	2,812,411円	1,845,884円	966,527円	152.4%																							
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)																						
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																								
看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息	402,013円	0円	0円	1,368,540円	966,527円																						
環 境 部	<p>2 税外収入未済額の解消</p> <p>(1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度末</th> <th>平成30年度末</th> <th>増 減 額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金</td> <td>357,529,768円</td> <td>274,820,688円</td> <td>82,709,080円</td> <td>130.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過 年 度 発 生 分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増 減 額 D - (A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金</td> <td>83,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>82,792,080円</td> <td>82,709,080円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和元年度末	平成30年度末	増 減 額	前年度比	不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	357,529,768円	274,820,688円	82,709,080円	130.1%	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	83,000円	0円	0円	82,792,080円	82,709,080円	資源循環推進課
区 分	令和元年度末	平成30年度末	増 減 額	前年度比																							
不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	357,529,768円	274,820,688円	82,709,080円	130.1%																							
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増 減 額 D - (A+B+C)																						
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																								
不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	83,000円	0円	0円	82,792,080円	82,709,080円																						
林 務 部	<p>3 大北森林組合等の補助金不適正受給にかかる未収金の早期回収と債権管理</p> <p>大北森林組合等に対する債権の回収については、引き続き相手方と連絡を取り、経営の健全化に向けた取組を着実に実行させるよう、経営状況等の随時把握、必要に応じた指導助言などを行い、債権の早期回収に努めてください。</p> <p>※ 令和元年度末残高 大北森林組合 915,310,538円 ひふみ林業(有) 14,641,100円</p>	信州の木活用課 森林づくり推進課																									

建設部	4 税外収入未済額の解消						道路管理課
	(1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。						
	区 分	令和元年度末	平成30年度末	増 減 額	前年度比		
	道路占用料	33,314円	31,130円	2,184円	107.0%		
	道路占用料に係る延滞金	34,227円	33,972円	255円	100.8%		
	(上記税外収入未済額の処理状況)						
	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分	増 減 額	
		収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	D	D - (A+B+C)	
	道路占用料	0円	0円	0円	2,184円	2,184円	
	道路占用料に係る延滞金	0円	0円	0円	255円	255円	
	(2) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。						建築住宅課
	区 分	令和元年度末	平成30年度末	増 減 額	前年度比		
	県営住宅使用料	136,176,956円	135,256,916円	920,040円	100.7%		
	県営住宅敷地(駐車場)使用料	2,595,393円	2,199,880円	395,513円	118.0%		
	県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金	116,504,777円	113,256,635円	3,248,142円	102.9%		
	合 計	255,277,126円	250,713,431円	4,563,695円	101.8%		
	(上記税外収入未済額の処理状況)						
	区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分	増 減 額	
		収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	D	D - (A+B+C)	
	県営住宅使用料	34,037,847円	167,200円	765,307円	35,890,394円	920,040円	
県営住宅敷地(駐車場)使用料	1,102,880円	0円	63,000円	1,561,393円	395,513円		
県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金	1,629,401円	0円	0円	4,877,543円	3,248,142円		
合 計	36,770,128円	167,200円	828,307円	42,329,330円	4,563,695円		
教育委員会	5 税外収入未済額の解消						高校教育課
	(1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。						
	区 分	令和元年度末	平成30年度末	増 減 額	前年度比		
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	2,207,000円	2,013,000円	194,000円	109.6%		
	(上記税外収入未済額の処理状況)						
区 分	過 年 度 発 生 分			現年度発生分	増 減 額		
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	D	D - (A+B+C)		
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	114,000円	0円	0円	308,000円	194,000円		

企 業 局	6 水道料金過誤納金の縮減						川中島水道管理 事務所  水道事業課
	水道料金の徴収業務は業者に委託していますが、重複納入等により発生した過誤納金（その他流動負債—預り金）の一部が、利用者との連絡が取れないなどの理由により未処理となっており、件数・金額ともに増加しています。						
	委託業者と連携し、水道料金過誤納金の縮減及び発生防止に向け努力してください。						
	年度末時点の水道料金過誤納金（預り金）						
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	増加率 (R元/H27)	
件 数	195件	221件	265件	323件	407件	208.7%	
金 額	862,234円	788,424円	1,050,982円	988,222円	1,291,880円	149.8%	

《参考》 他の機関で紹介できる有効な取組事例

他の機関で紹介できる有効な取組事例について紹介しますので、各機関の状況により、必要に応じて活用を図ってください。

1 「学校要覧」「学校案内」へ学校徴収金等の詳細な記載について <諏訪二葉高等学校>

諏訪二葉高等学校では、毎年作成し関係者等へ配布している「学校要覧」及び「学校案内」において、入学時や年間を通じてかかる経費について詳細に記載しています。

この取組は、今後入学しようとする生徒及び保護者等にとっては、非常に有益な情報の提供であり、他の高等学校において参考となる有効な事例として評価できます。

(別表) 監査実施機関一覧

1 一般会計・特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
佐久技術専門学校	令和2年2月5日
岩村田高等学校	令和2年2月5日
北信消費生活センター	令和2年2月7日
北信労政事務所	令和2年2月7日
消防学校	令和2年2月12日
機動捜査隊	令和2年2月12日
監査委員事務局	令和2年7月15日
上田地域振興局 (テレビ会議により実施)	* 令和2年7月15日
上田農業農村支援センター (テレビ会議により実施)	令和2年7月15日
人事課	令和2年7月16日
職員課	令和2年7月16日
情報公開・法務課	令和2年7月16日
財政課	令和2年7月17日
財産活用課	令和2年7月17日
コンプライアンス・行政経営課	令和2年7月17日
総務事務課	令和2年7月17日
職員キャリア開発センター	令和2年7月17日
建設政策課	令和2年7月17日
道路管理課	令和2年7月17日
建築住宅課	* 令和2年7月17日
文化政策課	令和2年7月27日
人権・男女共同参画課	令和2年7月27日
こども・家庭課	令和2年7月27日
道路建設課	令和2年7月27日
河川課	令和2年7月27日
砂防課	令和2年7月27日
次世代サポート課	令和2年7月28日
私学振興課	令和2年7月28日
高等教育振興課	令和2年7月28日
都市・まちづくり課	令和2年7月28日
施設課	* 令和2年7月28日
リニア整備推進局	令和2年7月28日

総合政策課	令和2年7月30日
交通政策課	令和2年7月30日
市町村課	令和2年7月30日
森林政策課	令和2年7月30日
信州の木活用課	令和2年7月30日
森林づくり推進課	令和2年7月30日
情報政策課	令和2年7月31日
地域振興課	令和2年7月31日
先端技術活用推進課	令和2年7月31日
信州暮らし推進課	令和2年7月31日
教育政策課	令和2年7月31日
学びの改革支援課	令和2年7月31日
文化財・生涯学習課	令和2年7月31日
広報県民課	令和2年8月3日
国際交流課	令和2年8月3日
県民協働課	令和2年8月3日
くらし安全・消費生活課	令和2年8月3日
高校教育課	令和2年8月3日
特別支援教育課	令和2年8月3日
スポーツ課	令和2年8月3日
山岳高原観光課	令和2年8月5日
観光誘客課	令和2年8月5日
農業政策課	令和2年8月5日
農業技術課	令和2年8月5日
農村振興課	令和2年8月5日
議会事務局	令和2年8月5日
園芸畜産課	令和2年8月6日
農地整備課	令和2年8月6日
会計課	令和2年8月6日
契約・検査課	令和2年8月6日
義務教育課	令和2年8月6日
心の支援課	令和2年8月6日
保健厚生課	令和2年8月6日
消防課	令和2年8月12日
危機管理防災課	令和2年8月12日

(注) \*印箇所は工事等監査対象機関を表します。(以下同じ。)



秘書課		令和2年8月12日
税務課		令和2年8月12日
環境政策課		令和2年8月12日
水大気環境課		令和2年8月12日
自然保護課	*	令和2年8月12日
労働委員会事務局		令和2年8月12日
地域福祉課		令和2年8月17日
健康増進課		令和2年8月17日
産業政策課		令和2年8月17日
産業立地・経営支援課		令和2年8月17日
産業技術課		令和2年8月17日
介護支援課		令和2年8月18日
障がい者支援課		令和2年8月18日
人材育成課		令和2年8月18日
労働雇用課		令和2年8月18日
営業局		令和2年8月18日
食品・生活衛生課		令和2年8月19日
薬事管理課		令和2年8月19日
生活排水課(一般会計)		令和2年8月19日
資源循環推進課		令和2年8月19日
警察本部		令和2年8月19日
木曽建設事務所	*	令和2年8月25日
飯山高等学校		令和2年8月26日
上伊那地域振興局	*	令和2年8月27日
上伊那農業農村支援センター		令和2年8月27日
南信会計センター		令和2年8月27日
長野地域振興局	*	令和2年9月2日
長野農業農村支援センター		令和2年9月2日
北信会計センター		令和2年9月2日
北アルプス地域振興局	*	令和2年9月8日
北アルプス農業農村支援センター		令和2年9月8日
諏訪建設事務所	*	令和2年9月11日
大町建設事務所	*	令和2年9月11日
木曽地域振興局	*	令和2年9月15日
木曽農業農村支援センター		令和2年9月15日
木曽保健福祉事務所		令和2年9月16日

木曽警察署	令和2年9月16日
南信県税事務所	令和2年9月23日
南信県税事務所諏訪事務所	令和2年9月23日
南信県税事務所飯田事務所	令和2年9月23日
伊那保健福祉事務所	令和2年9月23日



(2) 実地監査予定を書面監査へ変更

監査実施機関名		
健康福祉政策課	飯田技術専門学校	諏訪実業高等学校
医療政策課	信州首都圏総合活動拠点	諏訪二葉高等学校
医師・看護人材確保対策課	水産試験場	飯田高等学校
保健・疾病対策課	佐久家畜保健衛生所	飯田風越高等学校
東京事務所	上田建設事務所 *	飯田OIDE長姫高等学校
飯田児童相談所	伊那建設事務所 *	阿南高等学校
波田学院	安曇野建設事務所 *	松本工業高等学校
上田保健福祉事務所	姫川砂防事務所 *	長野ろう学校
大町保健福祉事務所	東信教育事務所	花田養護学校
長野保健福祉事務所	県立長野図書館	稲荷山養護学校
長野食肉衛生検査所	長野西高等学校	安曇養護学校
工業技術総合センター食品技術部門	松代高等学校	諏訪警察署
工科短期大学校	東御清翔高等学校	飯田警察署
	小海高等学校	塩尻警察署

(注) 書面監査は、令和2年10月28日までに終了しました。

(3) 書面監査

監査実施機関名		
人事委員会事務局	総合県税事務所北信事務所	総合リハビリテーションセンター
佐久地域振興局 *	中信消費生活センター	上田食肉衛生検査所
佐久農業農村支援センター	南信消費生活センター	松本食肉衛生検査所
諏訪地域振興局 *	東信消費生活センター	動物愛護センター
諏訪農業農村支援センター	男女共同参画センター	環境保全研究所
南信州地域振興局 *	中央児童相談所	名古屋事務所
南信州農業農村支援センター	松本児童相談所	大阪事務所
松本地域振興局 *	諏訪児童相談所	計量検定所
松本農業農村支援センター	佐久児童相談所	工業技術総合センター
北信地域振興局 *	女性相談センター	〃 精密・電子・航空技術部門
北信農業農村支援センター	佐久保健福祉事務所	〃 環境・情報技術部門
消防防災航空センター	諏訪保健福祉事務所	南信工科短期大学校
松本空港管理事務所	飯田保健福祉事務所	長野技術専門学校
東信県税事務所	松本保健福祉事務所	松本技術専門学校
東信県税事務所上田事務所	北信保健福祉事務所	岡谷技術専門学校
中信県税事務所	看護大学	上松技術専門学校
中信県税事務所木曾事務所	公衆衛生専門学校	東信労政事務所
中信県税事務所大町事務所	須坂看護専門学校	南信労政事務所
総合県税事務所	福祉大学校	中信労政事務所
	精神保健福祉センター	若年者就業サポートセンター

名古屋観光情報センター	須坂東高等学校	箕輪進修高等学校
大阪観光情報センター	須坂高等学校	上伊那農業高等学校
農業大学校	須坂創成高等学校	高遠高等学校
病虫害防除所	北部高等学校	伊那北高等学校
農業試験場	長野吉田高等学校	伊那弥生ヶ丘高等学校
果樹試験場	長野高等学校	赤穂高等学校
野菜花き試験場	長野商業高等学校	駒ヶ根工業高等学校
野菜花き試験場佐久支場	長野東高等学校	松川高等学校
畜産試験場	長野工業高等学校	下伊那農業高等学校
南信農業試験場	長野南高等学校	阿智高等学校
伊那家畜保健衛生所	篠ノ井高等学校	蘇南高等学校
飯田家畜保健衛生所	更級農業高等学校	木曾青峰高等学校
松本家畜保健衛生所	屋代高等学校(附属中学校)	塩尻志学館高等学校
長野家畜保健衛生所	屋代南高等学校	田川高等学校
林業大学校	坂城高等学校	梓川高等学校
林業総合センター	上田千曲高等学校	松本県ヶ丘高等学校
佐久建設事務所 *	上田高等学校	松本美須ヶヶ丘高等学校
飯田建設事務所 *	上田染谷丘高等学校	松本深志高等学校
松本建設事務所 *	上田東高等学校	松本蟻ヶ崎高等学校
千曲建設事務所 *	丸子修学館高等学校	松本筑摩高等学校
須坂建設事務所 *	蓼科高等学校	明科高等学校
長野建設事務所 *	望月高等学校	豊科高等学校
北信建設事務所 *	小諸商業高等学校	南安曇農業高等学校
犀川砂防事務所 *	小諸高等学校	穂高商業高等学校
土尻川砂防事務所 *	軽井沢高等学校	池田工業高等学校
東信会計センター	佐久平総合技術高等学校	大町岳陽高等学校
中信会計センター	野沢北高等学校	白馬高等学校
南信教育事務所	野沢南高等学校	長野盲学校
中信教育事務所	富士見高等学校	松本盲学校
北信教育事務所	茅野高等学校	松本ろう学校
総合教育センター	諏訪清陵高等学校(附属中学校)	長野養護学校
県立歴史館	下諏訪向陽高等学校	伊那養護学校
体育センター	岡谷東高等学校	松本養護学校
下高井農林高等学校	岡谷南高等学校	諏訪養護学校
中野立志館高等学校	岡谷工業高等学校	若槻養護学校
中野西高等学校	辰野高等学校	上田養護学校

寿台養護学校
飯田養護学校
小諸養護学校
飯山養護学校
木曾養護学校
長野中央警察署
飯山警察署
中野警察署
須坂警察署
長野南警察署
千曲警察署

上田警察署
小諸警察署
佐久警察署
軽井沢警察署
茅野警察署
岡谷警察署
伊那警察署
駒ヶ根警察署
阿南警察署
松本警察署
安曇野警察署

大町警察署
鑑識課
科学捜査研究所
交通機動隊
高速道路交通警察隊
東北信運転免許課
中南信運転免許課
機動隊
警察学校
自動車警ら隊

(注) 書面監査は、令和2年10月28日までに終了しました。

2 企業特別会計

(1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
企業局	令和2年7月16日
生活排水課(流域下水道事業会計)	令和2年7月16日

(2) 実地監査予定を書面監査へ変更

監査実施機関名	
松塩水道用水管理事務所	*
諏訪湖流域下水道事務所	*

(3) 書面監査

監査実施機関名	
南信発電管理事務所	*
北信発電管理事務所	*
上田水道管理事務所	*
川中島水道管理事務所	*
千曲川流域下水道事務所	*
犀川安曇野流域下水道事務所	*

(注) 書面監査は、令和2年10月28日までに終了しました。

監査委員事務局

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和2年12月24日

長野県警察本部交通部運転免許本部

東北信運転免許課長 関谷正一

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
I C 運転免許証記載内容確認装置 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称  
長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課  
(2) 所在地  
長野市川中島町原704-2
- 落札者を決定した日  
令和2年12月4日
- 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 株式会社J E C C  
(2) 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額  
1月当たりの賃借額 508,145円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告を行った日  
令和2年10月22日

東北信運転免許課